

令和 5 年度

積算補助業務委託積算基準

適用日 R05(2023).10.10

栃木県 県土整備部

積算補助業務委託基準

目 次

積算補助業務委託 ----- 1

積算補助業務委託基準コード一覧表 ----- 8

参 考 資 料

積算補助業務委託特記仕様書（案） ----- 11

積算補助業務委託

第1節 積算補助業務委託基準

1 適用範囲

本積算基準は、土木工事の積算補助業務を委託する場合で、1契約の分割件数が5箇所までの業務に適用する。ただし、1契約の分割件数が適用範囲を超える場合は別途考慮する。

2 積算補助業務委託価格の構成

栃木県県土整備部「設計業務等標準積算基準書」に準ずる。

3 積算補助業務委託価格の算定

栃木県県土整備部「設計業務等標準積算基準書」に準ずる。

第2節 積算基準

2-1 直接人件費

(1) 設計協議

設計協議は、技師（A）、技師（B）各1名とし、1回0.5日として、協議回数は、当初と成果品納入時の2回を標準とする。

ただし、地理的条件、業務内容等より上記協議回数で不足が生じると判断される場合は、別途考慮する。

(2) 歩掛

標準歩掛

1式当り

	直接人件費			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設計計画	0.5	0.5		
設計図作成		0.5		1.0
数量算出		0.5	1.5	1.5
積算		1.0	2.0	2.0
照査	0.3			
計	0.8	2.5	3.5	4.5

設計図作成及び数量算出 標準歩掛

1式当り

	直接人件費			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設計計画	0.4	0.4		
設計図作成		0.5		1.0
数量算出		0.5	1.5	1.5
照査	0.3			
計	0.7	1.4	1.5	2.5

設計図作成 標準歩掛

1式当り

	直接人件費			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設計計画	0.3	0.3		
設計図作成		0.5		1.0
照査	0.2			
計	0.5	0.8		1.0

数量算出 標準歩掛

1式当り

	直接人件費			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設計計画	0.3	0.3		
数量算出		0.5	1.5	1.5
照査	0.2			
計	0.5	0.8	1.5	1.5

注1) 本表は、工事価格が10,000千円を超え30,000千円以下の道路改良工事を対象とした標準歩掛であり、工事価格、工種が異なる場合には、表-1、表-2を基に次式により補正率を算出し、歩掛を補正する。

$$X = (1 + X1) \times (1 + X2)$$

X: 補正率

注2) 業務を実施した結果、工事価格及び工種による補正率に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

注3) 工事価格を積算した結果、予算の制限等による工事数量等の修正作業は、標準歩掛に1回のみ含む。

注4) 修正作業を複数回行う場合は、受発注者協議の上、必要額を適正に計上すること。

標準歩掛の業務の項目における作業内容は以下のとおりである。

1. 設計計画

1) 業務計画

① 積算内容の把握

設計図書及び各種数量計算書等の内容を確認する。

② 基本方針の検討

作業工程、人員計画等を立案・検討する。また、歩掛適用上の留意点等を抽出する。

2) 現地調査

① 現地の掌握

② 軽微な計測調査

2. 設計図作成

1) 図面の作成・修正

各種図面の積算範囲に合わせた発注図面の作成、設計計画において発見された軽微な修正を行う。

3. 数量算出

1) 数量算出

2) 数量計算書・集計表の作成

4. 積算

1) 特殊歩掛・特殊単価の調査

2) 積算

設計図面、数量計算書を基に、該当する標準歩掛及び単価表を参照の上、「積算補助業務委託納品ファイル」へ必要事項を入力する。

3) 設計図書（案）の作成

5. 照査

1) 基本方針等の照査

2) 指示事項等の諸条件と設計図書内容についての照査

3) 数量・歩掛の適正照査

4) 総合照査

(3) 積算についての注意事項

1. 分割積算が必要な場合の歩掛補正

分割積算が必要な場合は、分割設計書ごとに表-1、表-2の補正率を用いて歩掛を補正する。

2. 舗装修繕工事・道路排水施設工事については、標準歩掛に軽微な計測及び図面の作成を含む。

表-1 工事価格による補正率 (X1)

工事価格 (千円) a	補正率 (X1)
$a \leq 5,000$	-60 %
$5,000 < a \leq 10,000$	-40 %
$10,000 < a \leq 30,000$	0 %
$30,000 < a \leq 50,000$	40 %
$50,000 < a \leq 100,000$	100 %
$100,000 < a \leq 200,000$	150 %
$200,000 < a \leq 300,000$	200 %
$300,000 < a \leq 400,000$	250 %
$400,000 < a \leq 500,000$	300 %
$500,000 < a \leq 600,000$	350 %
$600,000 < a \leq 800,000$	400 %
$800,000 < a \leq 1,000,000$	450 %
$1,000,000 < a$	別途考慮

表-2 工種による補正率（×2）

工種	補正率
道路改良工事 ※	0 %
道路構造物	10 %
道路維持	-40 %
舗装	-30 %
公園	-30 %
河川	0 %
河川構造物	10 %
河川維持	-40 %
砂防（流路工）	10 %
砂防（堰堤工）	-40 %
地すべり	-40 %
急傾斜地崩壊防止施設	-20 %
橋梁（鋼橋架設、PC橋）	0 %
橋梁保全 ※※	10 %
トンネル	20 %
下水道（推進）、共同溝	0 %
下水道（開削・マンホールポンプ）	-30 %
ダム	20 %

注) ※道路排水施設整備工事は「道路改良工事」ではなく「道路維持」の補正率を適用する。

※※橋梁保全工事のうち伸縮継手補修工のみや高欄取替工のみ等、単一の工種で構成される工事については「橋梁保全」ではなく、従前通り「道路維持」の補正率を適用する。

工種による補正率（×2）は上記を標準とするが、作業内容により難易度の補正を行うことができる。なお、工種は「土木工事標準積算基準書」を参考に、工事内容によって適切に選定する。

2-2 直接経費

(1) 旅費交通費

旅費交通費に関する算定は設計業務等標準積算基準書（参考資料）1-3旅費交通費に準ずるものとし、直接人件費に対し、下表の率を乗じた額を計上すること。

旅費交通費等	旅費交通費の上限（千円）
直接人件費の 0.63 %	244

（注）旅費交通費等の率は、打合せ、現地調査の費用とする。

(2) 印刷製本費

必要額とする。

積算補助業務委託基準コード一覧表

施 工 単 価 名 称	単 位	コード名	
積算補助業務委託	式	1	S9902
積算協議	式	2	S9903
印刷製本費	式	3	S9904

以下の歩掛については、令和5(2023)年2月8日付け技管第375号「令和4年度 積算補助業務委託積算基準における歩掛の追加について(通知)」に基づき積算すること

【該当歩掛】

- ・設計図作成及び数量算出
- ・設計図作成
- ・数量算出

【積算方法】

- ・標準歩掛に補正率を乗じて算出された人工の合計を「S2828」コードにより計上する
- ・入力条件は以下のとおりとする。

A条件：成果品作成費設計種別	= 3
B条件：電子計算機使用料の率	= 0
M条件：技師（A）内業	= 「算出された人工」
N条件：技師（B）内業	= 「算出された人工」
O条件：技師（C）内業	= 「算出された人工」
P条件：技術員内業	= 「算出された人工」

(1)積算補助業務委託

S9902	単位式	
出力名称	積算補助業務委託	
規格名称1	B条件内容表示	
規格名称2	A条件内容表示	
適用条件		
入力条件 (A ~ B)		
工事費による補正率 (X 1)	A	1 a ≤ 5,000千円
		2 5,000 < a ≤ 10,000千円
		3 10,000 < a ≤ 30,000千円
		4 30,000 < a ≤ 50,000千円
		5 50,000 < a ≤ 100,000千円
		6 100,000 < a ≤ 200,000千円
		7 200,000 < a ≤ 300,000千円
		8 300,000 < a ≤ 400,000千円
		9 400,000 < a ≤ 500,000千円
		10 500,000 < a ≤ 600,000千円
		11 600,000 < a ≤ 800,000千円
		12 800,000 < a ≤ 1,000,000千円
工種による補正率 (X 2)	B	1 道路改良工事
		2 道路構造物
		3 道路維持, 凍雪害防止, 流雪溝
		4 舗装
		5 公園
		6 河川
		7 河川構造物
		8 河川維持
		9 砂防 (溪流保全工)
		10 砂防 (堰堤工)
		11 地すべり
		12 急傾斜地崩壊防止施設
		13 橋梁 (鋼橋架設, PC橋 (上部工))
		14 トンネル

	15	下水道 (推進) ・ 共同溝
	16	下水道 (開削 ・ マンホールポンプ)
	17	ダム
	18	橋梁保全

(2)積算協議

S9903	単位式	
出力名称	積算協議	
規格名称1	A条件内容表示	
規格名称2		
適用条件		
入力条件 (A ~ A)		
協議回数	A	1 協議回数 1回
		2 協議回数 2回
		3 協議回数 3回
		4 協議回数 4回
		5 協議回数 5回
		6 協議回数 6回
		7 協議回数 7回
		8 協議回数 8回
		9 協議回数 9回
		10 協議回数 10回

(3)ライトバン運転

S5000	単位日
出力名称	ライトバン運転
規格名称1	1,500cc
規格名称2	
適用条件	

入 力 条 件 (A ~ C)

安全費区分	A	1	大市街地
		2	市街地 (甲)
		3	市街地 (乙)
		4	都市近郊
		5	その他
		6	地域混在
		* 7	安全費計上しない
片道運転時間	B	* 1	1 時間
		2	2 時間
安全費率 (交通整理等) (%) A = 6 時入力	C	実 数	

積算補助業務委託特記仕様書（案）

第1章 総則

第1条 適用

この特記仕様書は、栃木県積算補助業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という）でいう特記仕様書である。

なお、本特記仕様書に明示なき一般的事項は共通仕様書によるものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、栃木県県土整備部が実施を予定している土木工事（予定工事）の円滑な執行のため、工事費積算の補助的業務として、種々の基準等に整合した積算条件等の算出を与えられた資料や現地調査の結果を基に、行うことを目的とするものである。

第3条 委託対象

本業務の委託対象は次に示すとおりとする。

1. 路河川名：
2. 箇所名：
3. 工種名：
4. 積算対象工事価格：

積算対象工事価格は、当初想定している概算金額であるため、本業務を実施した結果、工事費及び工種による補正率に変更が生じた場合には、業務委託料の変更を行うものとする。

5. 添付図面

- (1) 平面図
- (2) 標準横断図
- (3) 一般図（橋梁等）

なお、平面図には概略区間を明示しているが、業務の結果により区間延長等が変わっても変更を要しないものとする。

第4条 履行期間

本業務の履行期間は着手の日から起算して〇〇日間とする。（又は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。）

第5条 提出書類（成果品）

本業務における提出書類（成果品）は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1. 積算補助業務委託用納品ファイル（以下、納品ファイル） | 各1部 |
| 2. 設計図（案） | 各1部 |
| 3. 特記仕様書（案） | 各1部 |
| 4. その他参考資料 | 各1部 |
| 5. 積算根拠資料 | 各1部 |
| 6. 引継ぎ事項記載書 | 各1部 |
| 7. 上記1から6の電子データ | 1式 |
| 8. 打合せ記録簿 | 1式 |
| 9. 積算業務照査結果報告書 | 1部 |

第6条 使用図書類（積算基準書等）

本業務は、次の図書を使用して実施するものとし、適用年度版等は発注者の指示によるものとする。なお、それ以外の図書を使用する場合は、監督員の承諾を得るものとする。

1. 土木工事標準積算基準書（共通編）：栃木県版
2. 土木工事標準積算基準書（河川・道路編）：栃木県版
3. 積算参考資料：栃木県版
4. 公園緑地工事標準設計歩掛表：栃木県版
5. 下水道用設計標準歩掛表：栃木県版
6. 国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）
7. 国土交通省機械設備工事積算基準
8. 機械損料一覧表：栃木県版
9. 土木工事实施設計労務資材単価表（公表用）：栃木県版
10. Web 建設物価（土木コスト情報を含む）：一般財団法人建設物価調査会
11. 積算資料電子版（土木施工単価を含む）：一般財団法人経済調査会
12. 土木工事数量算出要領（案）：国土交通省
13. 土木工事共通仕様書

第7条 貸与品

下記の図書については、発注者が受注者へ無償で貸与することとする。

1. 第1章第6条の1から7の図書のうち、発注者が本業務の履行に必要と判断した図書
2. 予定工事の測量、地質調査、設計等の成果品

なお、第1章第6条の8から12の図書は、一般に販売又は公表されているため受注者の責任において整備することとする。

第8条 担当技術者

担当技術者は、第2章で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行わなければならない。

1. 業務の実施にあたっては、積算基準書等を十分に理解し、厳正に実施すること。
2. 業務の実施にあたって、関係法令、請負工事の契約図書の内容を十分理解し、関連する土木工事の施工方法等についても把握しておくこと。

第2章 業務内容

第1条 設計計画

1. 業務計画

受注者は、設計図書に示す業務内容を把握し、与えられた設計図、数量計算書等の資料について、内容を確認し業務計画を立案するものとする。

また、人員計画等から作業工程を立案するとともに、歩掛及び各種基準の適用に関する留意点等を抽出し、様式-1「照査要領一覧表・照査結果報告書」に反映させるものとする。

2. 現地調査

受注者は現地調査を行い地形、地質、土地利用、周辺状況などを把握するとともに、必要であれば軽微な計測を行って調査結果を監督員に提出し、積算条件については監督員の承諾を得るものとする。

なお、現地調査は事前に監督員とその内容を協議することとする。

第2条 設計図作成

受注者は、予定工事に関する設計成果品の貸与資料を基に、積算範囲に合わせた修正及び着色、設計計画において発見された不足図面のうち設計にあたらぬものの作成、軽微な違いの訂正を行い、設計図及びその他積算に必要な図面を作成する。

第3条 数量算出

1. 数量算出

数量算出にあたっては、土木工事標準積算基準書（共通編）栃木県版及び土木工事数量算出要領（案）（国土交通省）を適用し、土木工事標準積算基準書（共通編）栃木県版の数値基準を優先するものとする。

2. 数量計算・集計表の作成

設計業務等の成果物を基に、予定工事の範囲に合わせて積算に必要な数量を算出し、数量計算書及び集計表等の作成を行うものとする。

第4条 積算

1. 積算基準書等に記載が無い歩掛及び単価の決定

予定工事の対象となる工種について歩掛り及び単価などが第1章第6条使用と書類に記載が無い場合は、速やかに監督員と協議するものとし、見積もり及び特別調査を実施する場合は、歩掛及び単価の決定は監督員が行うものとする。

なお、見積りには約15日、特別調査には約45日の期間を要するため、受注者はその期間を業務工程に見込むこととする。

2. 積算根拠資料の作成

受注者は、第1章第6条使用図書類及び前項の結果を基に、積算のために必要な諸数値（納品ファイル入力データ等）の算定を行い、その根拠資料を取りまとめ発注者へ提出するものとする。

3. 積算補助業務委託用納品ファイルの作成

受注者は、第3条数量算出及び前項の結果を基に、納品ファイルへのデータ入力を行い、その結果を電子データで発注者に提出するものとする。

発注者はその結果を基に工事価格を算出し、予算の制限等により予定工事の数量を修正する必要がある場合は速やかに受注者へ指示するものとし、受注者は該当する資料を修正するものとする。

なお、発注者は最新版の納品ファイルを受注者に提供するものとする。

4. 設計図書（案）の作成

受注者は、第2章第1条から第4条3項までの結果を基に、次の項目について設計図書等の（案）を作成し、発注者へ提出するものとする。

- (1) 設計図
- (2) 特記仕様書（施工条件書を含む）
- (3) その他参考資料

5. 引継ぎ事項記載書の作成

受注者は、発注者が本業務の成果物を基に予定工事の積算及び設計図書の作成をする際に留意すべき下記の事項について、引継ぎ事項記載書を作成し発注者へ提出するものとする。

- (1) 発注者が積算時に決定する必要がある単価、数量等
- (2) 対外調整が未了である場合など、業務完了時点以降に処理すべき事項
- (3) 予定工事実施に際して、留意すべき事項

(4) その他発注者へ引継ぐ必要がある事項

第5条 照査及び照査技術者

照査技術者は、次の項目について照査計画を立案し、業務計画書に記載するとともに、成果品の納品前に照査を実施し、結果を照査報告書（様式-1）としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ主任技術者に差出し、発注者へ提出するものとする。

1. 基本方針等の照査

本業務の実施方針（基本方針）についてその内容が設計図書及び予定工事の内容と整合していることの照査を行う。特に、地形、地質条件、土地利用、周辺状況については必要な情報が得られていることの確認を行うものとする。

2. 指示事項等の諸条件と設計図書内容の整合に関する照査

発注者からの指示事項等の諸条件を確認整理し、その条件が成果品に反映されていることを照査する。

3. 数量・歩掛・単価の適正照査

数量が、土木工事標準積算基準書（共通編）及び土木工事数量算出要領（案）に整合し違算がないことを確認し、歩掛及び単価については、その適用が適切であることを確認するものとする。

4. 総合照査

項目毎に確認した結果を踏まえて総合的な観点から予定工事の内容及び目的と全体的に整合が図られていることを確認するとともに、前記した照査項目以外のものについても必要であれば照査するものとする。

No.	項 目	主 要 内 容	照 査 結 果	備 考
		<p>□ 共通仮設費率の補正 → 工種区分 □ 鋼橋、電共、道路維持、舗装、橋梁保全 □ 上記以外 → 施工地域補正区分 □ 市街地 □ 市街地以外 → 交通規制区分 □ 一般交通影響有り(1) □ 一般交通影響有り(2) □ 一般交通影響無し</p> <p>① 一般交通影響有り(1)とは、2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(常時全面通行止めを含まず)の車道において規制を行う場合をいう。</p> <p>② 一般交通影響有り(2)とは、①以外の車道で規制を伴う場合をいう。(常時全面通行止めを含む)</p> <p>③ 市街地とは、施工地域が人口集中地区DIDをいう。</p> <p>□ 施工地域区分が2つ以上となっている。 ※ 地域区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。</p>		
4	運搬費	<p>□ 運搬費として積み上げるものがある。 → □ 質量20t以上の建設機械の運搬 → □ 運搬基地 () □ 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板) → □ 運搬基地 () □ 仮設材の積み込み・取卸し費 □ 重建設機械の分解、組立及び輸送 □ 賃料適用のクレーンの分解組立時及び運搬中の本体賃料</p> <p>※ 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬、仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)、重建設機械の分解、組立及び輸送(運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む)</p>		

No.	項目	主な内容	照査結果	備考
		<input type="checkbox"/> 積上げ運搬費の計上場所。 → <input type="checkbox"/> 直接工事費 <input type="checkbox"/> 共通仮設費 <input type="checkbox"/> 共通仮設費率に含まれる機械、機材等を確認し、積上げ計上していない。		
5	準備費	<input type="checkbox"/> 伐開、除根等の準備作業は発生する。 → <input type="checkbox"/> 準備工に伴い発生した建設副産物の処理方法、処理先及び計上方法が適切か。(共通仮設費準備費配下) ※積算参考資料を参照し適切に計上。		
6	安全費	<input type="checkbox"/> 積上げ安全費の項目は。 → <input type="checkbox"/> 安全施設、 <input type="checkbox"/> 安全管理 <input type="checkbox"/> 現場付近の交通状況を把握している。 <input type="checkbox"/> 安全施設に関する積上げ項目は。 → <input type="checkbox"/> 「 <input type="checkbox"/> 現場環境改善費を計上する工事か。 → <input type="checkbox"/> 計上する場合、適切に積上げているか。 ※積算参考資料を参照し適切に計上。 <input type="checkbox"/> 安全管理に関する積上げ項目は。 → <input type="checkbox"/> 「 ※鉄道、高圧作業、ダム等に関する場合。		
7	役務費	<input type="checkbox"/> 土地の借り上げ等がある。 → <input type="checkbox"/> 借地期間が適正。 <input type="checkbox"/> // 面積が適正。 <input type="checkbox"/> // 金額の計算根拠が適正。 ※金額の計算は基準書を参照し適切に計上。 <input type="checkbox"/> 電力料金の計上がある。 ※金額の計算は基準書を参照し適切に計上。		
8	技術管理費	<input type="checkbox"/> 特殊な品質管理に要する費用がある。 → <input type="checkbox"/> 土質等試験：品質管理基準項目以外 <input type="checkbox"/> 地質調査：平板載荷試験、ボーリング サウンディング、その他原位置試験 <input type="checkbox"/> 現場条件等により積み上げる費用がある。 → <input type="checkbox"/> 軟弱地盤等における費用 <input type="checkbox"/> 試験盛土等、トンネル計測Bの費用 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用がある。		

No.	項 目	主 要 内 容	照 査 結 果	備 考
9	営繕費	<input type="checkbox"/> 営繕費として積上げる項目がある。 → <input type="checkbox"/> 監督員詰所 <input type="checkbox"/> 火薬庫 ※金額の計算は基準書を参照し適切に計上。		
10	現場管理費	<input type="checkbox"/> 処分費等を計上している。 (直接工事費・準備費) ※処分費等の割合により諸経費対象額の控除があるため、直接工事費用と準備費用の処分費コードを使用し適切に積上げること。 <input type="checkbox"/> 支給品があり、支給品費を適切に加算している。 <input type="checkbox"/> 無償貸付機械等があり評価額を適切に加算している。		
11	一般管理費	<input type="checkbox"/> 契約保証に係る一般管理費等の補正が適切。 <input type="checkbox"/> 支給品がある場合、支給品費の補正は適正。		
12	指示事項等の諸条件と設計図書内容の整合に関する照査	<input type="checkbox"/> 発注者より指示された事項はあるか <input type="checkbox"/> 指示された()と積算結果は一致するか <input type="checkbox"/> 指示された()と積算結果は一致するか <input type="checkbox"/> 指示された()と積算結果 <input type="checkbox"/> 設計工法と積算条件等は整合しているか		
13	施工条件書及び特記仕様書関係	<input type="checkbox"/> 条件明示は適切に行われている。 ※積算参考資料参照 <input type="checkbox"/> 特記仕様書の内容が適切。		
14	数量・歩掛・単価の適正照査	<input type="checkbox"/> 単位当たりの数量計算が正しい。 <input type="checkbox"/> 構造物の数量から控除しないものの取り扱いが適正。 <input type="checkbox"/> 構造物の数量に加算しないものの取り扱いが適正。 ※土木工事数量算出要領を参照 <input type="checkbox"/> 単位当たりの数量計算結果と単価表数量は一致している。 <input type="checkbox"/> 数量計算に用いる単位及び数値が適切。 <input type="checkbox"/> 単価表及び内訳表の数量欄の数値が適切。 <input type="checkbox"/> 各種歩掛の適用範囲が適切。 <input type="checkbox"/> 各種市場単価の適用範囲が適切。 → <input type="checkbox"/> 適用にあたっての留意事項を確認した。 <input type="checkbox"/> 各種標準単価の適用範囲が適切。 → <input type="checkbox"/> 適用にあたっての留意事項を確認した。		

No.	項目	主な内容	照査結果	備考
15	総合照査	<input type="checkbox"/> 図面・数量計算・積算内訳書が一致している。 <input type="checkbox"/> その他参考資料に積算の根拠となる数量計算表等の全てが添付してある。（採用単価根拠及び交通誘導員必要日数計算書等は除く） <input type="checkbox"/> 全体をみて計上漏れがない。 <input type="checkbox"/> 平面図・縦断図・横断図等に設計区間を明示したか。		

令和〇〇年〇〇月〇〇日

照査技術者

印